

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	都市整備部 土木管理課														
契約締結年月日	令和5年7月1日														
業務名	印場駅昇降機保守点検委託（FM契約）														
業務の概要	昇降機保守点検（1台） 点検修理 月1回 定期検査 年1回														
契約金額（税込）	893,310円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	日本エレベーター製造株 名古屋営業所														
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する□欄に印をつけること）</p> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務委託は、市道印場駅前線の自由通路内で、常時使用するエレベーターの安全確保及び機能維持に必要な点検と、万一の故障の際には技術者を派遣し、緊急対応することを行うものである。</p> <p>本設備は、日本エレベーター製造株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。</p> <p>また、製造物責任の所持を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した補償を持たせる必要がある。</p> <p>さらに、万一の事故時に緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベーターの構造を熟知している技術者を常時確保していかねばならない。</p> <p>以上から、本業務の実施にあたり、日本エレベーター製造株名古屋営業所と随意契約を締結する。</p>														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、都市整備部 土木管理課です。